

利根沼田地域プロモーション強化業務仕様書

1 業務の名称

利根沼田地域プロモーション強化業務

2 委託業務の目的

地域資源を活用したPR動画の制作、及び地域内の飲食店等を対象とした情報発信力向上のための勉強会を実施することにより、地域全体のプロモーション力を強化し、地域イメージの向上、観光誘客の促進、及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

○PR動画の制作

- ・地域の魅力を発信するための動画コンテンツとして、横型のPR動画（16：9）を1本以上、YouTube ショートに対応した縦型のPR動画（9：16）を2本以上制作すること。
- ・PR動画は20代から30代前半の首都圏在住・在勤者等をメインターゲットとして、群馬県利根沼田地域に対する来訪意欲や当地域の知名度が向上する内容で制作すること。
- ・動画は、地域資源（観光地、特産品、文化、人物等）を効果的に紹介する内容とし、上述のメインターゲットを意識した構成とすること。
- ・企画制作や撮影にあたり、学生や地元住民を巻き込み、映像制作を通して地元の魅力を再発見し、地域内外にPRしたくなるような機会とすること。
- ・PR動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等、一切の業務を実施すること。
- ・撮影にあたり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を使用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。
- ・群馬県がPR動画を投稿した際には、当該PR動画を制作したクリエイターがSNSで周知するなどの情報発信を行うこと。

○情報発信力向上のための勉強会（セミナー）の開催

- ・当地域の飲食店や宿泊業者など、観光業に従事する事業者等を対象とすること。
- ・群馬県利根沼田地域全体の魅力度及び情報発信力の向上を目的とし、次の内容を含む構成とすること。
 - (1) 情報発信の基礎理解
 - ・地域プロモーションの意義及び情報発信の重要性に関する講義
 - ・飲食店等が情報発信を行うことによる効果（集客、ブランド構築等）
 - (2) SNS 活用に関する実践的講義
 - ・主な SNS（Instagram、X、Facebook 等）の特徴と活用方法
 - ・効果的な投稿の作成方法（スマホでできる写真・動画の撮影・編集、文章の工夫、ハッシュタグの活用等）

(3) ロコミサイトの活用と対応に関する講義

- ・主なロコミサイト（Google マップ、食べログ、じゃらん等）の特徴と利用者層
- ・ロコミが店舗の集客やイメージ形成に与える影響
- ・ロコミへの対応方法・集客戦略（炎上を防ぐための注意点や SNS 連携などの仕組みづくりを含む）

(4) 成功事例の紹介

- ・地域内外の成功事例（飲食店の SNS 活用、地域連携の取り組み）
- ・ロコミを活用した SNS 投稿や店頭掲示の事例紹介（ロコミを活かした地域全体のブランド力向上の取り組み）

(5) 質疑応答及び交流の時間

- ・参加者からの質疑応答（講師対応）
- ・参加者間のネットワーク形成を促進する交流の場の提供
- ・なお、勉強会は 2 回～3 回実施するものとし、各回の内容は上記項目を基に構成すること。ただし、同じ内容で構成し、別日で開催しても良いものとする。
- ・講師は、情報発信・SNS 活用・ロコミ活用に関する専門的知見を有する者を選定すること。
- ・場所は、利根沼田地域管内とすること。
- ・勉強会の周知用リーフレット（A4 版片面 1 枚）を作成すること。

5 事業スケジュール（予定）

○PR 動画の制作

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和 7 年 10 月下旬以降随時
 - ② 撮影・編集：令和 7 年 10 月下旬以降随時
 - ③ 群馬県への納品：令和 7 年 3 月 31 日まで
- ※完成したものについては、期限を待たずに納品すること。

○飲食店等を対象とした勉強会（セミナー）の開催

- ① 開催にあたって必要な事項の調整：令和 7 年 10 月下旬以降随時
- ② 勉強会（セミナー）の開催：令和 7 年 11 月以降随時

6 成果物

全ての成果物については、電子データをメール等で提出するものとする。

○PR 動画

- ・完成動画は、MP4 形式等で納品するとともに、YouTube 等の配信媒体への掲載を想定した仕様とすること。
- ・動画の二次利用を想定し、動画制作時に使用した各種素材についても提出すること。

○飲食店等を対象とした勉強会

- ・勉強会の実施内容について、Microsoft「Word」等で作成した報告書を提出すること。
- ・報告書には、開催日時、場所、参加者数、講師情報、講義内容、アンケート結果（あれば）等を含めること。
- ・勉強会で使用した資料（配布資料、スライド等）も併せて提出すること。

○業務全体

- ・本業務の実施状況、成果、課題、今後の展望等をまとめた報告書を提出すること。
- ・報告書は、群馬県が次年度以降の施策検討に活用できるよう、定量的・定性的な評価を含む内容とすること。

7 留意事項

- (1) 業務遂行にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該PR動画は可能な限り長期間公開できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) 業務遂行にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (5) 群馬県がPR動画を投稿することを基本とするが、企画提案により、PR動画をクリエイターのアカウント等の他媒体で公開することは妨げない。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて群馬県と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
- ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。